

県境不法投棄事案に係るこれまでの経緯と第65回協議会の案件の概要

1 これまでの経緯

県境不法投棄事案は、平成11年11月に岩手・青森県警察合同捜査本部の強制捜査により発覚した全国最大級の産業廃棄物の不法投棄事案である。県では、不法投棄現場下流部に位置する馬淵川水系の環境保全を目的とし、汚染拡散防止を最優先し、廃棄物と汚染土壌は全量撤去を基本とする原状回復方針のもと、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に基づき、環境大臣の同意を得た「特定支障除去等事業実施計画書」（平成16年1月同意、平成19年3月・平成25年3月変更同意）により対応している。

具体的な内容として、不法投棄された廃棄物等については、平成16年12月から撤去を開始し、平成25年12月に、約115万トン全量の撤去を完了している。また、廃棄物等に触れて汚染された浸出水の周辺への拡散を防止するため、平成17年6月に浸出水処理施設を整備するとともに、平成18年9月に現場周辺を取り囲む鉛直遮水壁を設置している。さらに、岩手県が、同県側から本県側への汚染地下水の流入を防ぐため、県境部に鋼矢板を設置している。

現在は、撤去された廃棄物等が原因で汚染された地下水の浄化対策に取り組んでおり、令和4年度末までの事業完了に向けて、地下水に含まれる汚染物質の濃度が環境基準値以下となるよう、種々の対策を講じながら浄化対策を進めているところ。

2 案件の概要

(1) 令和2年環境モニタリング調査結果（中間報告）

県では、現場内に不法投棄された廃棄物による周辺環境への影響を把握するため、「環境モニタリング調査計画」に基づき、周辺14地点、現場内36地点において、水質のモニタリングを実施している。

今回の協議会では、令和2年1月～9月に実施した水質モニタリングの結果を報告する。

(2) 地下水浄化に係る第3次評価結果と追加対策（案）

地下水浄化対策については、平成26年3月に策定した「現場地下水浄化計画」等に基づき、環境基準値と比して超過の度合いが最も大きい1,4-ジオキサンを主な対象物質として対策を進めている。

地下水浄化対策の進捗については、平成28年度に中間評価、平成30年度に第2次評価を行い、その評価結果に基づいた対策を講じてきた。

今回の協議会では、今年度実施した第3次評価結果に基づいて今後実施する追加対策の内容について御審議いただく。

(3) 地下水浄化対策の今後の進め方(1,4-ジオキサンの浄化終了要件)

県ではこれまで、「特定支障除去等事業実施計画書」に定められた事業期間（令和4年度末）を見据え、1,4-ジオキサンの浄化終了要件の検討を行ってきた。

本件については、令和元年9月に開催された第63回協議会において御審議いただいております。同協議会でも出された意見を踏まえて検討した内容を今回の協議会で再度御審議いただく。

(4) 令和2年度における「環境再生計画」に基づく県の取組内容等

県では、環境再生の取組として、平成22年3月に策定した「環境再生計画」に基づき、不法投棄現場を負（マイナス）の状態から元（ゼロ）の状態へ復旧するための原状回復事業等で培われてきたこれらの経験等を埋没させることなく、貴重な財産として次に続く世代に引き継ぎ、また国内外で活用すること（プラスの創出）を基本的な考え方とし、3つの方向性（1. 自然再生、2. 地域の振興、3. 情報発信）から施策を展開してきた。

今回の協議会では、令和2年度に実施している県の取組内容等について報告する。